

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、香川県土木部が発注する公共工事の現場において、「建設現場の遠隔臨場」を試行するために、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 公共工事の建設現場において、「段階確認」、「材料確認」を必要とする作業に遠隔臨場を適用することにより、受発注者の作業効率の向上と契約の適正な履行を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第3条 本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「土木工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」を実施する場合に適用する。

(対象工事)

第4条 遠隔臨場が実施可能な通信環境の確保が可能であり、段階確認、材料確認を映像で確認可能な土木部が所管する全ての工事において、受注者からの申し出により、建設現場の遠隔臨場技術を活用する工事を対象とする。段階確認は別紙1の工種を対象とし、工事に含まれる対象工種は全て遠隔臨場を実施する。

(施工計画書)

第5条 受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書に次の事項を記載し、工事監督員の確認を受けなければならない。

- (1) 適用種別
- (2) 使用機器と仕様
- (3) 実施方法

(費用負担)

第6条 本試行を実施するために必要な費用は受注者の負担とする。

(工事成績評定)

第7条 工事に含まれる対象工種は全て遠隔臨場を実施することとし、施工計画書に記載した全ての項目で遠隔臨場を実施した工事については、工事成績評定の創意工夫の項目で評価する。ただし、工事監督員が協議等で現場を訪れた際に遠隔臨場予定項目を確認した場合は遠隔臨場として実施したものとする。

(アンケート調査の実施)

第8条 受注者は、竣工検査日までに試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について別に定めるアンケート調査に回答すること。

(その他)

第9条 本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議のうえ、運用することとする。

附 則 この要領は、令和3年2月17日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行する。